

新書版  
ジェンダー  
**性差の日本史**

国立歴史民俗博物館 監修  
「性差の日本史」展示プロジェクト 編

インターナショナル新書 083

## 『新書版 性差の日本史』刊行によせて

ジェンダー

### 男女の区分——なぜ？

漢和辞典を引くと、「歴」は、物事が次々に生起していく様を表し、「史」は、出来事を記録すること、記録した書を指すと記されています。しかし、日本列島社会の長い歴史の中で、歴史書に女性が登場するのは稀まれでした。「歴」として存在しながら「史」たり得なかつたその女性たちの姿を、具体的に明らかにしようとしたのは、在野の女性史研究者たちです。アカデミズムの世界では女性を研究対象にすることも、女性が研究することも、ほとんど評価されなかつた時代のことでした。

一方、一九八〇年代になると、そもそも社会の中で男女という区分がなぜ意味を持つのか、しかもその区分が不平等や抑圧を生むのはなぜか、なぜ男女という区分を所与の前提とするのかという問いが生まれてきます。女性の実態を明らかにするだけでなく、男女という区分そのものに着目する、ジェンダーへの問い合わせです。この問いは学術を超えて世界に

広がり、今日では、政治、経済、社会、文化など多様な分野で、「ジェンダー主流化」と呼ばれる国際的な取り組みが活発に行われています。歴史学でも、ジェンダーの視点から歴史を見直す研究が盛んになりました。さらに、今世紀には、性差が男女という二分法で表現できない複雑さを持つことも広く知られるようになってきています。

国立歴史民俗博物館（通称、歴博）では、二〇二〇年一〇月六日から二ヶ月間、これら の研究に学ぶと同時に、新たな研究成果をもとに、企画展示「性差の日本史」を開催しました。日本列島社会の歴史の中から、女性や男性の姿を浮かび上がらせ、男女をきつかり 区分する社会がいつ、どのように生まれ、区分の中で人々がどのように生きてきたのかを ふりかえる展示です。幸い、多くの来館者をお迎えし、SNSや新聞、雑誌などでも、大き な反響をいただきました。本書は、この展示の見所を図版とともに紹介するものです。

### 政治空間における男女

展示では、三つの柱に沿って日本列島社会の歴史をふりかえりました。一つ目の柱は、「政治空間における男女」です。

現在の日本は、ジェンダーギャップ指数一二〇位（世界経済フォーラム、二〇二一年）と、

世界の国・地域の中でもジェンダーの不平等が顕著です。その大きな理由は、政治・経済の分野での遅れです。しかし、日本社会では、昔から女性が政治に関われなかつたわけではありません。「政治空間における男女」では、人々を「男」と「女」に二分し異なる役割を定めた律令国家誕生の以前から、女性を法や制度によつて排除する近代国家の形成、そして戦後改革までの変化とその背景を考えます。

### 仕事とくらしの中のジェンダー

二つ目のテーマは、「仕事とくらしの中のジェンダー」です。

中世までは、手工業などの技術を身につけた人は男女ともに職人と呼ばれていましたが、江戸時代になると、女職人の語が生まれます。職人は本来男性なので、女性には、わざわざ「女」というジエンダーの記号を付けるという考え方が生まれてきたのです。近年、医学部入試の合格点を女性だけ高く設定し、女性の入学者数を抑えていた大学が大きな批判を浴びましたが、これも、「医者」という職業のデフォルトは男性だ”という江戸時代によく似た発想による差別です。しかし、本書でもご紹介するように、歴史をふりかえれば、同じ職業も、時代や地域、国の違いによつて男の職業になつたり、女の職業になつたりす

るのはよくあることです。職業とジェンダーの関係は固定的なものではないのです。ここでは、仕事とくらしにおけるジェンダーとその変化を紹介し、その理由や背景を探ります。

## 性の売買と社会

三つ目は、通史的な歴史展示としては初めての試みの「性の売買と社会」です。売春は最古の女性の職業といわれることがあります<sup>3</sup>が、日本の古代社会では、職業としての売春はなかつたと考えられています。また、遊女たちが、芸能や宿泊業を営む傍ら売春を行い、女系で遊女の家を継承していた中世と、遊女の身体を商品として売買し、遊女屋が遊女に売春させた近世では、その仕組みも遊女のあり方も大きく異なります。なぜ時代によつてこれほど違いが生まれるのでしょうか。「性の売買と社会」では、遊女・娼妓として生きた女性たちの声にも耳を傾け、性の売買のなかつた古代社会から戦後までの「性の売買」の姿を各時代の社会の特徴をふまえて明らかにしました。

## ジェンダーの歴史——八〇〇年の旅へ

この展示のために作成した図録『性差の日本史』<sup>4</sup>は、展示内容をぎつしり詰め込んだた

『性差の日本史』  
（ジェンダー）

めに、重さ一・四キログラム、歴博の展示図録の中でもっとも分厚い、「鈍器」のような本になってしまった。そこで、今回、来館者やSNSでの反響が大きかつた資料を中心には、ジェンダーの視点から日本の歴史を通観していただけるよう、分厚い図録を、手軽に持ち歩いて読める本にしました。本書によつて、今日の日本社会のジェンダーをめぐる生きづらさ、葛藤や抑圧を生み出してきた歴史的背景が明らかになり、そこから、ジェンダーにとらわれず、だれもが自分らしく生きることのできる社会へのヒントを見つけていただければ、これ以上うれしいことはありません。

さて、最初に取り上げるのは、三世紀の邪馬台國の王卑弥呼。「卑弥呼って、呪術の上手な女王で、男弟に政治を補佐してもらつたと、学校で習つたけど……」という方もおられるでしょう。では、そのような卑弥呼像は、いつ頃、なぜ生み出されたのでしょうか。さつそく、ジェンダーの歴史一八〇〇年の旅に出かけましょう。

## 目次

『新書版 性差の日本史』刊行によせて

プロローグ 倭王卑弥呼

『魏志倭人伝』—卑弥呼即位の背景／古代の女性リーダーは、呪術専門？

### 第一章 古代社会の男女

一、古墳の被葬者

女性首長の古墳／武器・武具の副葬—熊本県マ口塚古墳の出土品

二、機織具と女性の労働

女性リーダーの馬の埴輪・機を織る人物の埴輪—甲塚古墳

女性が織り男性が納めた布—付札木簡

### 三、ジエンダー区分の確立—律令国家

「山上碑」—古代の石碑に書かれた「双系」系譜／戸籍—男女区分の始まり  
コラム 「娶」を「みあう」と読むこと

「采女」はキヤリア女性／因幡国出身の女官の骨蔵器

「女子群像板絵」—地方政治空間の男女／「竹波命婦」木簡—最初に発見された木簡

### 四、サトの生活—男女の協働

春の田祭りの日—『令集解』に書かれた地域社会

### 五、耕す—男女の労働と経営

田植えは女性の仕事？

## 第二章

### 中世の政治と男女

#### 一、御簾の向こうの女性たち

女性はどこに？—「駒競行幸絵詞」

## 二、女院と女房のはたらき

女院とその文書／女院への返事—義経の自筆文書

娘が女房として出世—『明月記』

コラム 八条院に仕えた定家の姉

天皇の言葉の取り次ぎ—女房奉書

## 第三章

### 中世の家と宗教

#### 一、家の運営と財産

武家の後家尼（一）北条政子／武家の後家尼（二）寿桂尼

財産の売買と女性の名前—土地の譲状と売券

コラム 「女」の読み方

#### 二、宗教と女性

ジェンダー差の無い供養—地蔵菩薩の像内資料

中世女性の多様な生き方—「星光寺縁起絵巻」

# 仕事とくらしのジエンダー——中世から近世へ——

## 一、中世の仕事とくらし

男女別の花見、田植え、呉服屋、そして後家尼—「月次風俗図屏風」

遊女、巫女、魚屋、風流踊の早乙女仮装—「洛中洛外図屏風(歴博甲本)」  
後家尼、イズメ、扇屋—「東山名所図屏風」／近世の風俗画の中の扇屋

## 二、職業へのまなざし

### (1) 職人と女職人

「近世職人尽絵詞」と『花容女職人鑑』／「扇屋」から「地紙折」「女絵師」へ  
「女職人」へのまなざし／賃仕事・行商で家を支える女性—「官刻孝義録」

### (2) 職業へのまなざし—女髪結と髪結

「非合法」だった江戸の女髪結／文明開化の波と女髪結  
「女髪結・吉田しげの自宅営業廃業願い」

### (3) 記号化する早乙女

「男耕女織」というジェンダー観—「佩文耕織図」／早乙女というアイコン  
アイヌと和人の女性／「どんじゅ」と「ばどこ」

## 第五章

# 分離から排除へ

近世・近代の政治空間とジェンダーの変容

## 一、表と奥

女中と男性役人が支える大奥／仙台藩の「奥」／奥方の政治的な役割  
大奥に奉公した名主の娘－「関口日記」

コラム 双六—出世のモデル

## 二、「奥」の消滅と女性の排除

「予は答え置く」—静寛院宮（和宮）の自筆日記／宮中からの女官の排除  
皇位は男子に限る—明治憲法の制定  
与えないことを「通例」とする—女性の参政権

## 第六章

# 性の売買と社会

一、中世の遊女—家と自立

中世の遊女はプロの歌手—「餓鬼草紙」と「今様之淫觴」  
経営権を失った遊女たち—『安土日記(信長公記)』

## 二、近世遊廓の成立—商品化される遊女

幕府が遊廓を公認／商品となつた遊女の身体

コラム 信濃に残つた資料が語る新吉原遊廓の金融ネットワーク

性を買う男たち—江戸の大店

## 三、遊女の群像

ランキングされる遊女—『吉原細見』

遊女屋と遊女の広報戦略—高橋由一「美人(花魁)」

コラム 遊女三代目小糸の手紙

遊女屋の非道を訴えた放火事件—『梅本記』

## 四、芸娼妓解放令の衝撃

人身売買の禁止—「芸娼妓解放令」／解放を願う新吉原の遊女たち

## 五、近世遊廓の再編と近代公娼制度の展開

近代公娼制度の開始／近代公娼制度における医療／性を買う男たち—近代

変わらない「身売り」の実態／公娼制度と芸娼妓紹介業  
今よりマシな境遇を求めて—「娼妓の手紙」

## 六、持続する遊廓

娼妓の生活／公娼制度の廃止と持続する遊廓

# 第七章 仕事とくらしのジエンダー——近代から現代へ——

## 一、女性の職業の誕生

双六に描かれた女性の職業／女性に推奨された家庭の団欒のための音楽

戦前の官庁で働いた女性たち—そろばん名人 三木を美喜

## 二、労働者としての女性

工場の福利厚生／福利厚生としての生理用品—月経バンド

鉱山労働とジェンダー／戦時期の女性労働

## 三、アジア太平洋戦争後の社会

GHOと労働省の女性たち／コンピューターとジェンダー

エピローグ ジエンダーを超えて——村木厚子さんに聞く

新書版あとがき

国立歴史民俗博物館について

参考文献

プロローグ 倭王卑弥呼



図1-1 『魏志倭人伝(三国志魏書東夷伝倭人条)』

「其会同坐起、父子男女無別」という記述の部分(傍線)。(3世紀成立、16世紀版本。国立歴史民俗博物館蔵)

『魏志倭人伝』——卑弥呼即位の背景  
倭の女王卑弥呼が登場することで知られる中国の歴史書『魏志倭人伝』の中には、「その会同・坐起には、父子・男女の別なし」(政治集会の時のふるまいに、中国的な「礼」にもとづ

く長幼の序列や男女の区別はない）という一文があります。男女がともに政治に参加した倭人の社会を土台に、卑弥呼は「共立」されて倭王となりました。

## 古代の女性リーダーは、呪術専門？

「鬼道を事とし能く衆を惑わす」（呪術的な力で人々をひきつけた）卑弥呼は、巫女のイメージで思い描く人も多いでしょう。実は「宮殿の奥深くに籠もつて神の言葉を伝えた巫女」という卑弥呼像は、明治後半近くに成立した新しい解釈です。それまでは、英略にすぐれ、周囲を服属させたリーダーだと研究者も述べていました。

卑弥呼＝巫女像に対して、あるべき君主像として強調されたのは、「英略勇武」の男性統治者です。明治後半の現実でいうと、「大元帥」である明治天皇でしょう。そして卑弥呼については、倭人伝にみえる「男弟」が実際の政治を行ったとみなされました。「巫女」を強調するのは、古代に女性リーダーがいても実際の統率者は男だ、という先入観に立つた近代の見方なのです。

神に仕えたのも、女性だけではありません。五月の葵祭あおいまつりで知られる賀茂神社かもじんじゃでは、男女

の祭祀者が神に仕えていました。山城国（現京都府）の賀茂地域を治めた豪族の男女です。伝承の世界では、「玉依ヒコ」と「玉依ヒメ」として描かれています。タマ（玉）＝靈を依<sup>よ</sup>りつかせ人々を率<sup>ひきし</sup>る力は、男にも女にも必要でした。古代のリーダーは、男女ともに神を祀る祭祀者であり統治者だったのです。

# 第一章 古代社会の男女

---

役割や髪型の性差は、古墳時代中期の支配層から始まります。律令国家形成期には、庶民も含めて男女区分が制度化されました。しかし、男女の豪族とともに朝廷に仕える伝統はその後も残ります。また八世紀の村の集会では男女の区別は無く、田植えも女性だけの仕事ではありませんでした。実際の生活での男女区分／役割分担は、古代にはさほど明確ではありませんでした。

---

## 一、古墳の被葬者

### 女性首長の古墳

古墳時代前期（四世紀）の前方後円墳には、女性が葬られている事例から、女性首長が多く存在したことがわかります。熊本県の向野田古墳は残存部分の全長が約八九メートルの大型の前方後円墳で、地域の盟主的な古墳ですが、石棺からは、三〇歳代の女性人骨が見つかっています。鏡・玉類・農耕具類などの副葬品は男性首長と遜色ありませんが、武器・武具の副葬には違いがあります。女性の場合には、鎌<sup>やじり</sup>と甲冑<sup>かっちゆう</sup>は副葬されず、刀剣はすべて棺の外に置かれており、武器の副葬という点では、男女は大きく異なっています。軍事権への関わりには男女で違いが見られるようです。それ以外の権能については、基本的に男女で違いはありませんでした。

向野田古墳の女性首長の遺骨には、妊娠痕が見られます。妊娠痕とは、妊娠中期を過ぎた女性の骨盤につく痕跡のことです、その人に妊娠経験があつたかどうかがわかります。

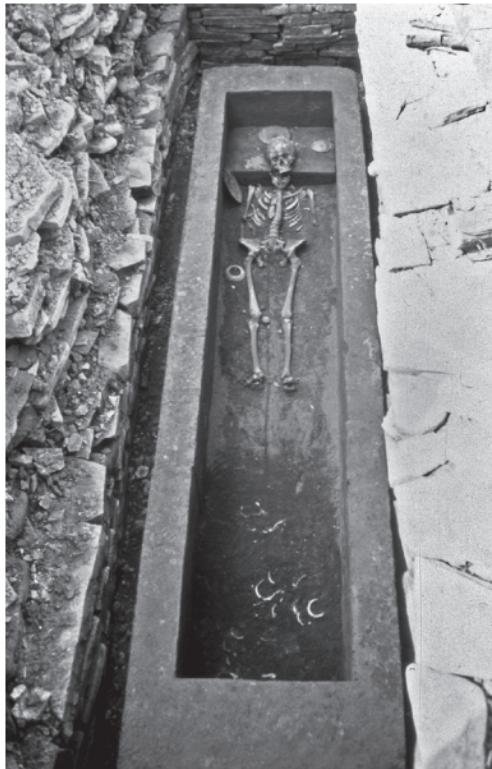


図1-2 女性首長の埋葬

(熊本県向野田古墳。4世紀前半。写真提供:宇土市教育委員会)

古墳時代の女性首長に妊娠痕があることは、彼女が子を産んだことがあり、またさらに産む可能性があったことを示しています。このような女性首長の権力のあり方については、現在さまざまなお見解があります。

### 武器・武具の副葬—熊本県マロ塚古墳の出土品

古墳時代中期（四世紀後半～五世紀）になると、女性首長の古墳の割合が急速に減少します。副葬品も前期にくらべて武器・武具が重視されます。熊本県マロ塚古墳出土の副葬品には、立派な武器・武具が目立ちます。この時期は軍事的緊張を背景に男性首長が軍事権

を行使したのでしよう。では、女性首長は完全にいなくなってしまったのでしょうか。古墳時代中期以降でも、中小規模の古墳には女性首長が埋葬されたと思われる事例があります。軍事的緊張が強まる中でも、女性は集落で一定の地位を占めており、この状況は次の時代にも引き継がれていったのです。



図1-3(上) 肩庇付冑  
ま びさしつきかぶと  
図1-4(下) 横矧板鉄留短甲  
よこひばんてつりゅうたんこう

古墳時代中期には、副葬品に武器・武具が重視されるようになった。(熊本県マロ塚古墳出土、5世紀後半。国立歴史民俗博物館蔵。重要文化財)

## 二、機織具と女性の労働

### 女性リーダーの馬の埴輪・機を織る人物の埴輪—甲塚古墳はな かぶとづか

古墳時代の男女の姿を知る手がかりの一つに人物埴輪があります。古墳時代後期（六世紀）には人物埴輪が並ぶようになりますが、男女の奉仕者を表す埴輪が、区画を分けて配置され、異なる役割が表現されました。



図1-5 横乗り用の足台が付いた白馬の埴輪(栃木県甲塚古墳出土、6世紀後半。  
下野市教育委員会提供、撮影：小川忠博。  
重要文化財)

栃木県の甲塚古墳からは、二〇体ほど  
の男女の群像が一列に並んだ状態で発見  
されています。群像の中心が女性によつ  
て占められ、機を織る女性の存在や、馬  
の鞍に女性用の横乗りの足台も表現され  
ていることから、古墳に葬られた人物は  
女性と推察されます。男性の立像は女性

の両脇に位置しているので、女性首長に奉仕する集団であつた可能性が高いと思われます。生活に必要な衣料を得るのは、主に女性たちの仕事でした。機を織る女性の埴輪は、女性の労働の姿を伝える貴重な事例です。甲塚古墳では、女性たちが二種類の腰機こしづたで織つている埴輪が出土しました。図1-6は、楕円の台の上に、赤い円文で飾られた上衣にスカートをつけた女性が、大きく傾斜する機台きだいに座つて織つているところを造形しています。

当時最新式の腰機による織成技術が、女性たちによつて習得されていました。



図1-6 機を織る女性坐像埴輪

(CGによる復元)

(原品:栃木県甲塚古墳出土、6世紀後半。下野市教育委員会蔵)

## 女性が織り男性が納めた布—付札木簡

つけふだもっかん

性別分業の問題はジェンダー史の研究課題の一つです。古代では、織成労働にその一端をうかがうことができます。八世紀に律令制が整備されると、平織りの絹や麻の布は税として成人男性が納めることになつていきましたが、実際に織つたのは、生活の中で機織りの技術を保持していた女性でした。古代の豊かな織成技術と、そこからうかがえる男女の重層的な役割がわかります。

若倭部五百国布二



図1-7 「布の付札木簡」(表裏)

「若倭部五百国(わかやまとべのいおくに)」が税として二丈八尺の縲(はなだ)(藍染<あいぞめ>)の庸布(ようふ)を納めたことを示す。貢納の主体は男性だが、その背後に女性の織り・染めの労働が存在するという、律令国家的なジェンダーが表れている。(静岡県伊場遺跡出土、8世紀。浜松市博物館蔵)

### 三、ジェンダー区分の確立——律令国家

#### 「山上碑」——古代の石碑に書かれた「双系」系譜



図1-8 「山上碑」

(681年、群馬県高崎市山名町所在。写真  
提供:高崎市教育委員会)

二〇一七年にユネスコの「世界の記憶」に登録された群馬県高崎市の「上野三碑」は、貴重な古代の石碑として知られています。そのうちの一つ、六八一年に作られた山上碑には、ある人物の系譜が刻まれています。地元の放光寺の僧であつた「長利」という人の母方・父方の系譜です。

山上碑には、こんなことが書かれています。「健守命の子孫の黒壳刀自、これが、新川臣の子の斯多々弥足尼の子孫である大児臣と夫婦になり生まれた児が長利で、この石碑は放光寺の僧の長利が、母の供養のために作つた」

お気づきでしょうか。まず母方の系譜が書かれ、次に父方の系譜が書かれています。私たちにはなんとなく、家系図は父方の系図を中心に書かれるものだと思つてしまいがちです。しかしこの系譜は、母方の系譜の次に父方の系譜が語られています。母方と父方の双方とのつながりが示されているのです。

山上碑に刻まれた系譜から見えてくるのは、父方と母方の双方から均しくその社会的地位を受け継いだという、当時の人々の意識ではないでしょうか。人類学では「父系」でも「母系」でもなく両方をあわせた「双系」という考え方がありますが、日本の古代社会は、もともとは双系的社會だったのではないかと、この石碑は問いかけています

### 戸籍—男女区分の始まり

人々を男と女にくっきり分けることは、いつから始まつたのでしょうか。奈良・東大寺の正倉院に残る七〇二年の戸籍では、男女が明確に区分されています。しかも女性の名前は例外なく「○○売（め）」と記され、一目で女性とわかります。男女の制度的区分は、律令体制が本格化し、すべての人々を記載する全国的戸籍が作られた七世紀末に始まつた

と推測されます。戸籍をもとに、男女別の租税制度も整えられました。

図1-9 「御野国加毛郡半布里戸籍」(複製。下は拡大図)  
 左側の4行が女性で、全員の名前に「賣(売、め)」が付いている。  
 御野国は、現在の岐阜県。(702〈大宝2〉年。国立歴史民俗博物館蔵、原本:正倉院宝物)

しかし、戸籍以外の史料では男女が明確に区分されないことがめずらしくありません。七一二年成立の『古事記』では、記録がほぼ確かに六世紀半ば以降の天皇の御子みこの名前は、男女に関係なく「○○王」と書かれることが多く、これを見ただけでは男女の区別がわかりません（次頁図1-10）。これに対して、七二〇年成立の『日本書紀』では、男の御子は「皇子」、女の御子は「皇女」と表記されます。

「皇子」「皇女」という男女別の称号が新たに作られたのは、やはり七世紀末の律令制の導入により男女の御子の地位・待遇に差が設けられたことと深く関わっています。その前は男女の御子の称号はともに「王」で、系譜も男女順ではなく生まれた順で記すことが普通でした。『古事記』はその古い表記方法を残していると考えられます。現代の学校の男女混合名簿を思わせる形式です。そもそも戸籍制度導入以前には、男女を明確に二分する観念は乏しかったのではないでしようか。

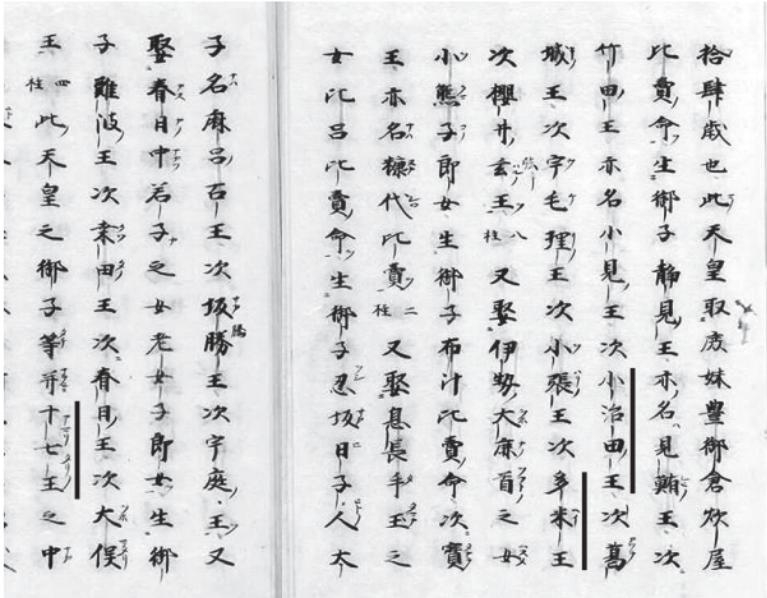


図1-10 『古事記』下巻・敏達天皇段

17名の御子のうち、16名が「○○王」という表記で、この中には「小治田(おはりだ)王」(『日本書紀』では「小墾田皇女」)、「多米(ため)王」(『日本書紀』では「田眼皇女」)など、女性の御子も含まれているが、名前と称号で男女を区別していない。(712(和銅5)年成立、江戸時代写。国立歴史民俗博物館蔵)

## コラム 「娶」を「みあう」と読むこと

「山上碑」（群馬県高崎市所在・二六頁）は、「長利」という僧が母のために建てた石碑です。七世紀後半の地方豪族の系譜が書かれていて、母<sub>ニ</sub>黒壳刀自<sub>ジ</sub>が、父<sub>ニ</sub>大児臣<sub>ミ</sub>に、「娶生兒長利」と記されています。「娶」の訓みは、普通「メトル」ですが、この「娶生」は、「ミアヒテウム」と訓むべきだと考えられます。なぜでしょうか？

「娶」という漢字は「女」+「取」で成り立っています。「メトル」という意味です。漢字が生まれた古代の中国は、男が女を自家に迎える嫁取り婚だったので、それにふさわしい字です。しかし、古代の日本では、男が女のもとに通り住みつくのが普通でした。「娶」という字は、婚姻を表す文字として受け入れただけなので、古代日本の史料に見える「娶」を「メトル」と訓むのは、当時の婚姻の実態に合わないから間違いです。

では何と訓むのでしょうか。ヒントは神話にあります。『古事記』のイザナギ・イ

ザナミによる国生み神話では、互いに「良い男よ」「良い女よ」と相手に呼びかけあい、「御合して生む子……」とつぎつぎにたくさんの島（日本列島）を生んだといいます。

「御合」＝「娶」で、訓みは「ミアヒ」となります。メトルは男性主体、ミアヒは男女が主体の婚姻語です。

日本でも、後には嫁取り婚になりますから、「娶」＝「メトル」の訓みは、その時代になれば間違いではありません。

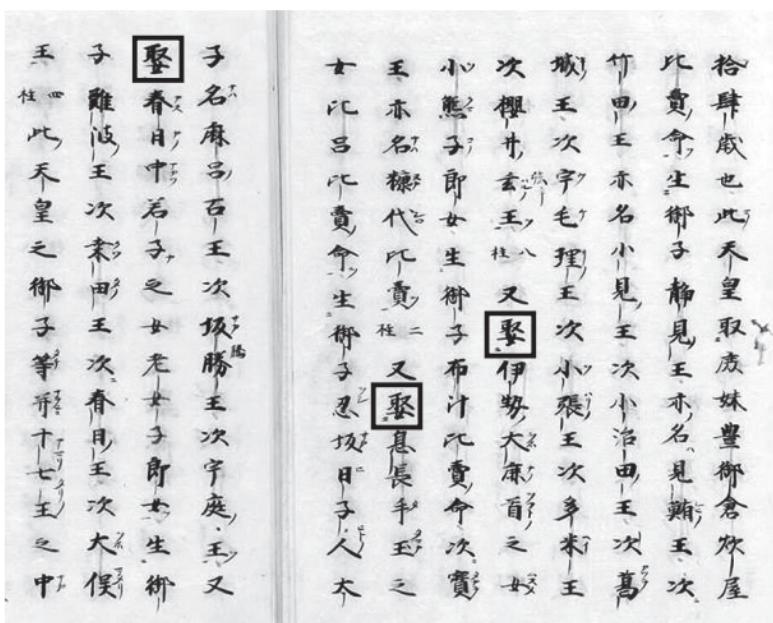


図1-11 『古事記』下巻・敏達天皇段

敏達天皇のキサキとその生んだ御子を書き上げた部分(図1-10と同じもの)。神話を参照すると、「娶」は「ミアヒて」と読むのが良いだろう。(国立歴史民俗博物館蔵)

ちなみに『時代別国語大辞典上代編』（三省堂）には「めとる」の項目はなく、「みあふ」に「結婚する」の意味があります。上代（奈良時代以前）には、「めとる」という日本語は存在しなかったのです。「娶」＝「メトル」の訓みが登場し一般化するのは平安時代後期以降のようです。

現代の私たちは、「娶」の訓を「メトル」と学びますが、その訓読み変化の歴史をジエンダー視点で読み解くと、いろいろなことが見えてきます。

### 「采女」はキヤリア女性

律令国家は、中国式の男性中心の官僚機構を作り上げ、貴族の男性に対しては、原則として官に仕えることを求めました。一方で、貴族の女性に対しては、一つの氏族から一人の宮仕えという仕組みを導入しました。罪を祓い清める大祓にも男女がともに参加しました。

大和朝廷と地方豪族の関係は、地方から代表を送ることによつて維持されました。まさ

にフェイストウフェイスの関係です。代表は、男女どちらでもOK。その役割を担つた人たちの中には、ウネメ（采女）もいました。彼女たちは大王のマツリゴトを助け、律令時代には宫廷女官として活躍しました。

地方から大王に「貢」された、かわいそうな美女……五〇年ほど前には、こんな采女像が広がっていました。一因は「貢」の意味を研究者たちが読み間違えていたことです。実は、律令の規定では、地方から人材を推薦する時には、男女を問わず「貢」という字が使われています。「贈り物」という意味ではなかつたのです。

古代の女官は、天皇のハーレムの一員だつた？　とんでもない！　そもそも、古代の大王の結婚生活は、夫婦別居でした。大王の妻たちは、それぞれ自分の一族の拠点に宮殿を持ち、そこで子どもたちを育てていました。大王は、隔絶した空間としての後宮など持つてはいなかつたのです。女官の仕事は、マツリゴトを支えること。既婚未婚・年齢不問。中央・地方から、選えりすぐりの人材で構成されたキャリアたちでした。

## 因幡国出身の女官の骨蔵器



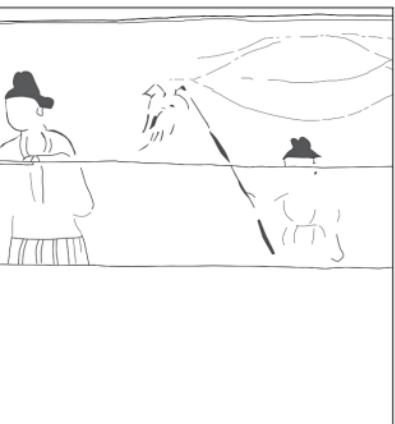
(710(和銅3)年。東京国立博物館蔵、出典:  
ColBase(国立文化財機構所蔵品統合検索  
システム)。重要文化財)

八世紀初頭に活躍した、因幡国（鳥取県）出身の女官、「伊福吉部徳足比壳臣」の銅製の骨蔵器（火葬した骨を納めた器）。蓋には徳足の事績が刻まれています。徳足の生涯は、日本が律令国家建設に足を踏み出した時期の女官の実像を垣間見せてくれます。正史には、男官と同様に女官も律令で定めた勤務評定の結果として昇進したことが記載されています。

が、骨蔵器には、その日に、徳足が従七位下の位階を得たことが記されています。

この骨蔵器は、二〇一九年にリニューアルした、国立歴史民俗博物館の第一展示室（先史・古代）にも複製を火葬の例として展示しています。しかしリニューアルの準備をしている時点では、ジェンダーの視点から重要な資料であるという認識はありませんでした。今回の一回の「性差の日本史」展では、その反省をふまえて、改めてこの骨蔵器を取り上げました。ジェンダーの視点を取り入れることで、歴史資料が新たな意味を持つことになりました。

## 「女子群像板絵」——地方政治空間の男女



鳥取県青谷横木遺跡（鳥取市）から出土した「女子群像板絵」は、飛鳥にある高松塚古墳壁画の風俗・構図と類似しています。絵柄には高句麗と唐との折衷的な要素が見られます。

この遺跡からは、男官と女官のシルエットを示すと考えられる祓いの人形もそれぞれ複数枚出土しております。

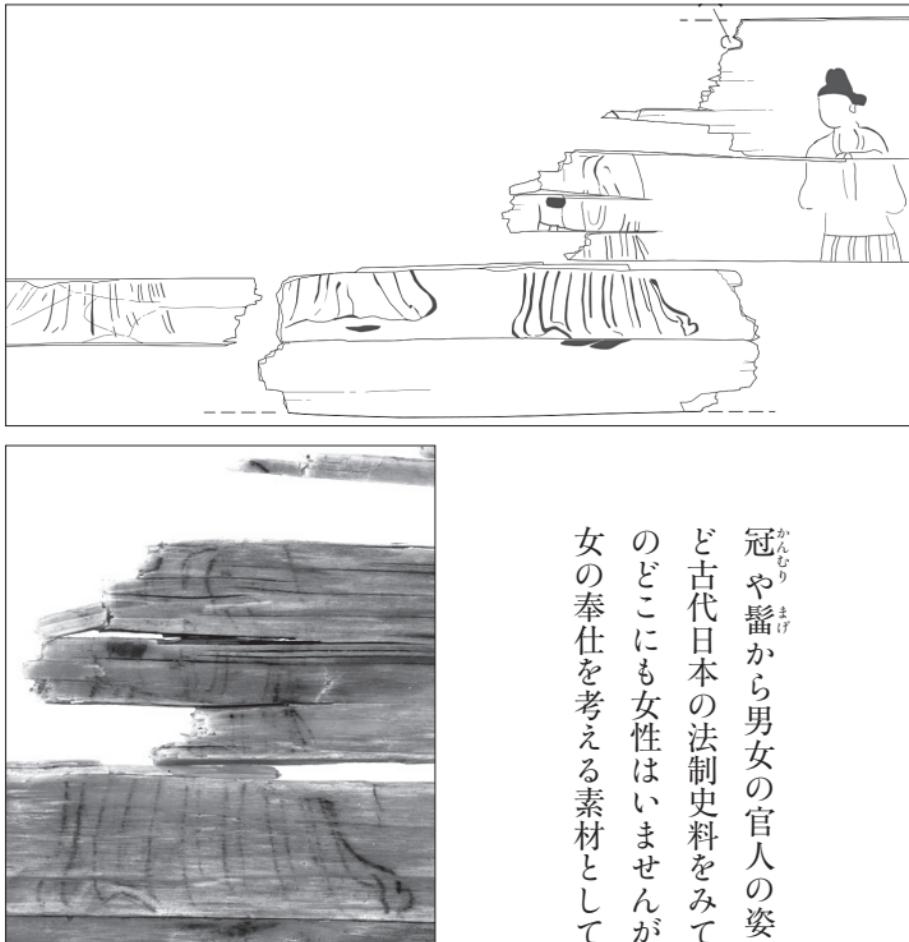
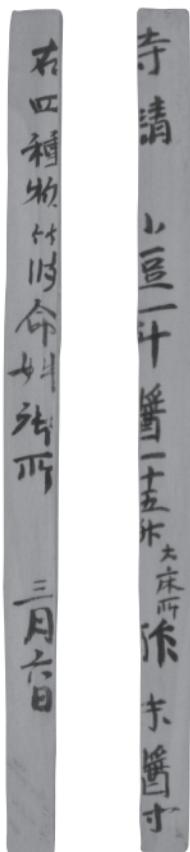


図1-13 「女子群像板絵」(赤外線写真。上はトレース図)  
(鳥取県青谷横木遺跡出土。7世紀末～8世紀初頭。鳥取県埋蔵文化財センター蔵)

冠や鬚から男女の官人の姿と推定できます。律令など古代日本の法制史料をみて、地方行政組織のどこにも女性はいませんが、地方の役所における男女の奉仕を考える素材として大変貴重なものです。

寺請 小豆一斗 醬一斗五升大床所  
醤 末醤等



右四種物竹波命婦御所 三月六日

### 「竹波命婦」木簡—最初に発見された木簡

奈良の都・平城宮跡から出土した木簡。ある寺が「竹波命婦」の指示によつて、御所の食料として小豆、醤、酢などを請求した、という内容です。

竹波命婦は、常陸國筑波郡出身の采女、壬生直小家主女で、後に掌膳（膳司の管理職）として称徳女帝の食膳を掌つていた側近の女官でした。

この木簡、実は平城宮跡出土の記念すべき第一号の木簡でもあります。一九六一（昭和三十六）年に発見されたこの木簡は、他の三八点の木簡とともに、二〇〇三（平成十五）年

図1-14 「竹波命婦」木簡  
(複製。右は表、左は裏)  
(平城宮跡出土。奈良時代。国立歴史民俗博物館蔵。原品:奈良文化財研究所、国宝)

に木簡として初めて重要文化財に指定され、二〇一七（平成二九）年に国宝に指定されました。ジエンダー史のみならず、木簡の研究史上でも重要な資料です。

#### 四、サトの生活—男女の協働

春の田祭りの日—『令集解』に書かれた地域社会

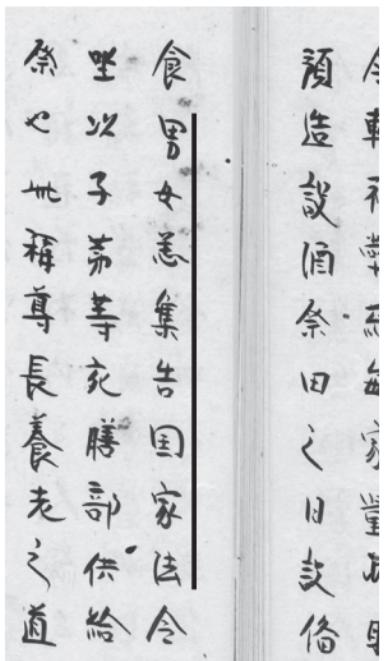


図1-15 『令集解』卷28、儀制令  
春時祭田条(注釈部分)

祭りの日には男女の村人が全員集まり、国家の法が告げられた。(9世紀中頃成立、17世紀写。国立歴史民俗博物館蔵)

古代の律令に書かれた法律の条文は内容が難しく、時の法律学者たちも解釈に悪戦苦闘しました。九世紀に成立した律令の注釈書『令集解』にその苦労の跡を見ることができます。難解な法律とそ

の注釈が並ぶ中で、古代の村に生きた人々の様子がわかる条文があります。それが「儀制令 春時祭田条」です。

春時祭田条の本文には、こうあります。「春の田祭りの日には、郷の老人を集めて、宴会儀礼を行え。それによつて人々に長老を尊び大事にすることを学ばせよ。宴会に用いる酒や料理などには公費を用いよ」。この条文に、奈良時代の法律学者は、次のような注釈を施しています。

「春の田祭りの日」というのは、村の神社に人々が集まるお祭りのことである。祭りの当日には、神前に酒と食物を供え、男女の村人が全員集まり、国家の法が告げられる。終わると男女は年齢順に座につき、若者が給仕役となつて人々を接待する。この祭りは春と秋の年二回行われる」

無味乾燥な法律の注釈の中で、村の祭りの様子を詳しく再現したこの注釈は異彩を放っています。村の男女が集まる前で「國家の法」が告げられるという集会は、『魏志倭人伝』の「集会でのふるまいに父子・男女の差はない」という記述にも通じ、男女がともに政治に参加した、古代社会の実態を想像させます。

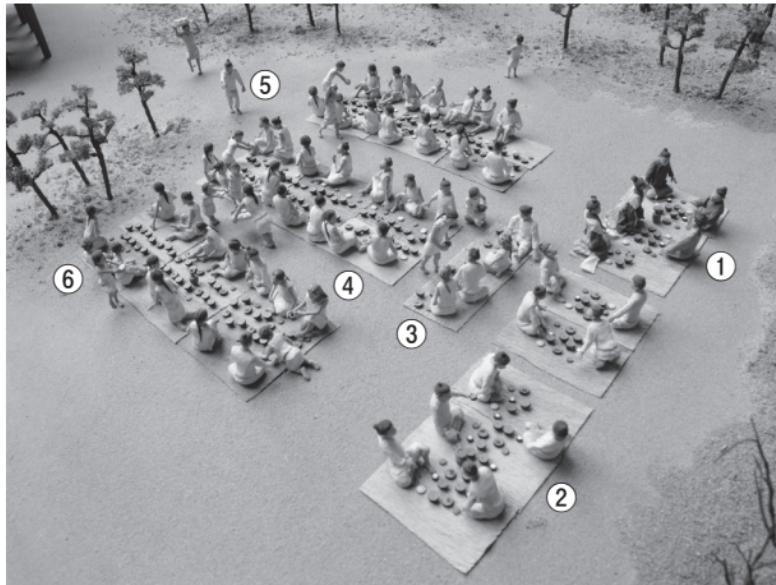


図1-16 田祭りの直会の様子

地位や年齢にしたがって座が設けられていることを復元したもの。①は郡司や祝(はふり)といった地位の高いものの座、②は祝の下にある神部(かんべ)の座、③は男女の古老(オキナとオウナ)の座で、若者二人から飲食の給仕を受けている。④は一般参加者の座。ここには、「ヨチ」と呼ばれる若者の集団のリーダー(⑤)や、8歳～10代前半までのワラハ(⑥)も含まれる。(「青木遺跡・古代神社復元模型」より。平石充企画監修、島根県立古代出雲歴史博物館制作)

この古代の田祭りについては、近年、八九世紀の神社で実際に行われていた痕跡が確認されています。上の図(模型)は、「令集解」の記述を参考に作った、田祭りの直会(なおらい)の様子です。

## 五、耕す—男女の労働と経営

田植えは女性の仕事?

「早乙女」という言葉がある

ように、田植えは女性の労働ととらえられてきました。し

かし近年の研究によれば、田植え労働において女性の割合

が増えるのは早くとも九世紀後半以降であり、それ以前は男女ともに田植え労働に従事していたことがわかつてきました。

福島県荒田目条里遺跡から出土した九世紀中頃の木簡によると、陸奥国磐城郡の役人が、村の有力女性である里刀自以下三六名に田植えの労働を命じています。三六名のうち、女性と思われる名前は三名にとどまっています。

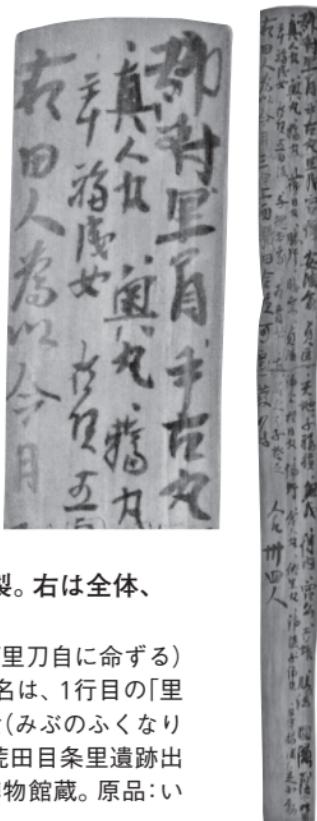


図1-17 「『里刀自』木簡」(複製。右は全体、左は部分)

冒頭に「郡符(ふ)す里刀自」(郡が里刀自に命ずる)とある。田植えに動員された人名は、1行目の「里刀自」および3行目の「壬生福成女(みぶのふくなりめ)」ら3名以外は男性。(福島県荒田目条里遺跡出土、9世紀半ば。国立歴史民俗博物館蔵。原品:いわき市教育委員会蔵)

また、『日本紀略』という歴史書によると、八三二年に「皇后（中略）農業の風を觀る、（中略）および植田の男女らに祿を賜う（皇后が農業の風俗をご覽になつた。田植えをした男女らに給与を支給した）」とあり、短い記事ですが、ジエンダーの視点で読み直すと、男女ともに田植えをした点が見過ごせません。

一方、青谷横木遺跡から出土した一〇

世紀後半頃の木簡によると、「殖女八人」、「男三人」「少子一人」と、田植えの労働力が男女別に記録されていますが、女性の割合が多いことがわかります。

さらに一一世紀に成立した『采花物語

』という歴史物語には、藤原道長が田植田樂を見物した記述が見えます。それによると、「年の若いござれいな女たちが、白い衣装に笠をかぶり、化粧をして田植



図1-18 「田植木簡」(赤外線写真)

1行目に「殖女八人」、4行目に「男三人」と見える。  
(青谷横木遺跡出土、10世紀後半～11世紀前半。鳥取県埋蔵文化財センター蔵)

えを行つた」と描いており、この頃には早乙女のイメージが定着していたことがわかります。一方男性は、楽器を鳴らし、歌を歌い、田植えを囁<sup>はや</sup>し立てる役割として描かれます。後でご紹介する、一六世紀頃の風俗画に描かれた田植えの風景（第四章、七四頁）とよく似ています。

**新書版 性差(ジェンダー)の日本史**  
国立歴史民俗博物館 監修／「性差の日本史」展示プロジェクト 編

発行：集英社インターナショナル（発売：集英社）  
定価：924円（10%税込）  
発売日：2021年10月7日  
ISBN：978-4-7976-8083-6

ネット書店でのご予約・ご注文は [こちらにどうぞ！](#)